

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜の生産と供給の安定化を目指した国の制度です。

野菜の販売価格が一定基準を下回った場合に、国・県・生産者があらかじめ造成した資金から補給金を生産者に交付します。

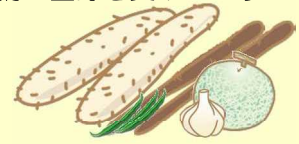
対象品目

「ながいも・ごぼう・にんにく」など指定野菜・特定野菜・重要特定野菜の43品目が対象です（※対象となる出荷期間があります。）。

以下の基準を満たしているものが対象です。

- JAまたは一定規模を有する法人・団体に独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受けており販売金額を共同計算している
- 生産者の委託を受けて販売している規格品である
- 対象とする市場に出荷している

◆収入保険との同時利用（令和3年1月以降）
・初めて収入保険に加入する場合、1年間に限り同時利用できます。
（収入保険の補てん金は、野菜価格安定制度の補給金を控除して計算）



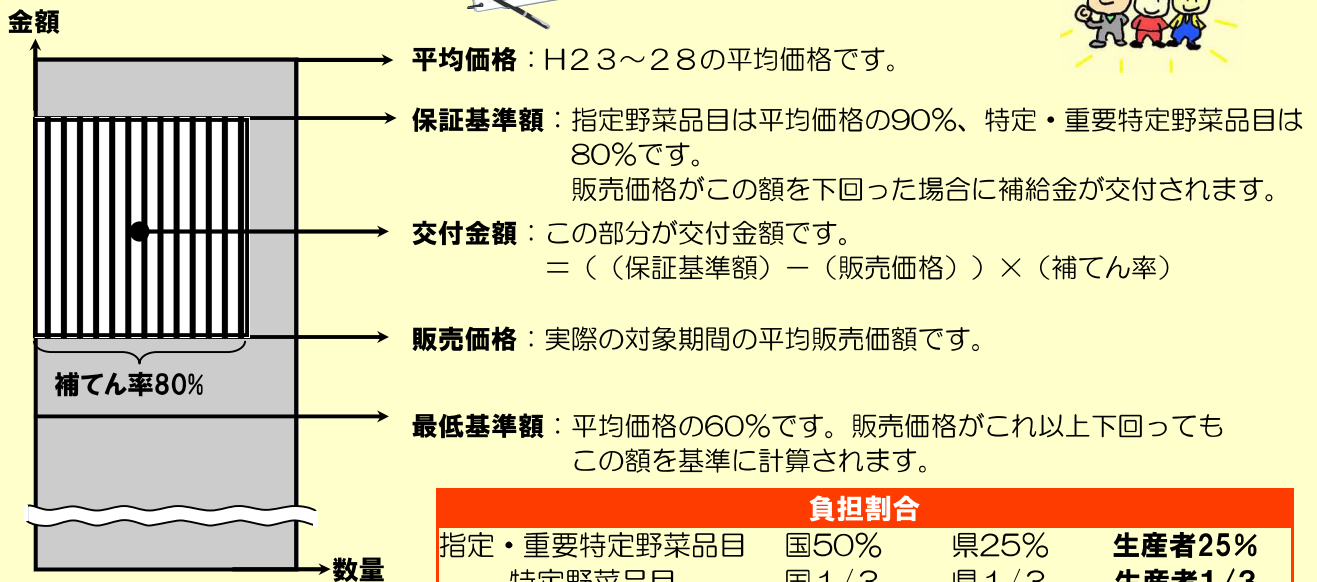
対象産地

県が国と協議して選定する特定産地が対象です。特定産地の要件は下表のとおりです。

区分	下限面積[全て概ね]	共同出荷割合	
指定野菜品目	一般10(7)ha・果菜類5(3)ha	概ね1/2超	産地強化計画 策定地区は1/3
特定・重要特定野菜品目	5ha・軟弱野菜3ha	概ね2/3(1/2)超	

※（ ）内の数値は、複数の品目で特定産地となる複合地区の場合です。

資金造成と交付の内容



【資金造成の例：ながいも(10月～12月出荷)関東1t加入の場合】

最高補てん金額分を資金造成します。販売価格が最低基準額を下回った場合は、この金額が交付金額となります。

（保証基準額249,50円－最低基準額171,56円）×80%×1,000kg≒62,350円

※生産者負担金額は、62,350円×負担割合1/3≒20,784円です。

【事業のお問合せ先】

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会 017-729-8696
青森県農林水産部農産園芸課野菜・花き振興グループ 017-722-1111（代表）



決め手は、青森県産。